

山梨県公報

第千五百四号

平成十六年

八月二十六日

木曜日

目次

結核予防法に基づく医療機関の指定	五六一
農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示の一部を改正する告示	五六一
都市計画の変更	五六一
公告	五六一
特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)	五六一
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)	五六二

告示

山梨県告示第三百七十六号
結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成十六年八月二十六日

名称	所在地
みさき薬局北口	甲府市北口二丁目一番三号ワンストップ1F

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第三百七十七号

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。
平成十六年八月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示の一

部を改正する告示

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示(平成十六年山梨県告示第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

一の表の二の項中「西八代郡下部町、南巨摩郡増穂町、鵜沢町、中富町、身延町及び南部町」を「南巨摩郡増穂町、鵜沢町及び南部町」に改め、同表の三の項中「南巨摩郡早川町」を「南巨摩郡身延町及び早川町」に改める。

附則

この告示は、平成十六年九月十三日から施行する。

山梨県告示第三百七十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
平成十六年八月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

一 都市計画の種類

甲府都市計画道路

(三・四・十一号 田富町敷島線)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

公告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成十六年八月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

一 申請のあった年月日 平成十六年八月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人 山梨県スキー連盟
- 2 代表者の氏名 秋山隆信

- 3 主たる事務所の所在地 北巨摩郡高根町清里三千五百四十五番地の三千七十八
- 4 定款に記載された目的

この法人は、山梨県内のスキーヤー及びスキー団体等に対し、スキー技術の向上とスキー振興に関する事業等を行い、もって県民体力の向上とスポーツ精神の啓蒙・普及に寄与することを目的とする。

- 三 縦覧期間 平成十六年八月六日から同年十月五日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

- 平成十六年八月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあつた年月日 平成十六年八月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人 住まいて応援フォーラム
- 2 代表者の氏名 小林昇
- 3 主たる事務所の所在地 甲府市丸の内二丁目三十九番三号
- 4 定款に記載された目的

この法人は住まいを建てる人達が満足する家づくりのための情報提供及び支援を行い、もって社会全体への貢献と、住宅業界全体の発展と健全化に寄与することを目的とする。

- 三 縦覧期間 平成十六年八月十日から同年十月九日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報

センターに備え置いて縦覧に供する。

- 平成十六年八月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあつた年月日 平成十六年八月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人 やまなしおもちゃライブラリー
- 2 代表者の氏名 山下滋夫
- 3 主たる事務所の所在地 東八代郡中道町右左口四百四十七番地
- 4 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者に対して、おもちゃ（教材・教具）を介した学習の場を提供し、一人ひとりに即した発達を援助するとともに、障害児・者にかかわる者が、共に学び、共に育ち合う場となることを目的とする。

また、障害児・者のライフサイクルを考え、地域社会の中で豊かに育ち、また豊かに生活できるような地域社会を築いていくことを目的とする。

- 三 縦覧期間 平成十六年八月十日から同年十月九日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

- 平成十六年八月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあつた年月日 平成十六年八月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人 CRISIS MANAGEMENT OF JAPAN 日本危機管理
- 2 代表者の氏名 新田勇介
- 3 主たる事務所の所在地 甲府市宝一丁目十九番六号
- 4 定款に記載された目的

治安の悪化やトラブルの複雑化が進む現代において、この法人は広く一般市民を対象として、自己の身体・生命・財産・権利等を守ることが可能となるような情報・知識の収集・研究・普及活動、また高齢者や青少年などの社会的弱者の権利擁護・サポート活動を通じ、一般市民が安心して暮らし、かつ、個々人ばかりでなく社会全体の利益増進が可能となるような街作り・地域社会の実現及びネットワーク作りに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十六年八月十日から同年十月九日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番